（５） 不動産特定共同事業における不動産の取得に係る特例措置の延長
（登録免許税、不動産取得税、特別土地保有税）

○ 内 容

不動産証券化の一手法である「不動産特定共同事業」について、不動産取得にかかる負担を軽減することにより、事業の積極的な活用を促し不動産市場の新たな資金調達の途を広げるとともに、土地の有効利用・不動産の流動化を促進するため、不動産特定共同事業（匿名組合型）における不動産の取得に係る特例措置を２年間延長する。(適用期限:平成16年３月31日まで)

登録免許税	(本則)50/1,000	→	(特例)30/1,000
不動産取得税	(本則)４％	→	(特例)４％×4/5
特別土地保有税	(本則)３％	→	(特例)非課税

（スキーム：匿名組合型）

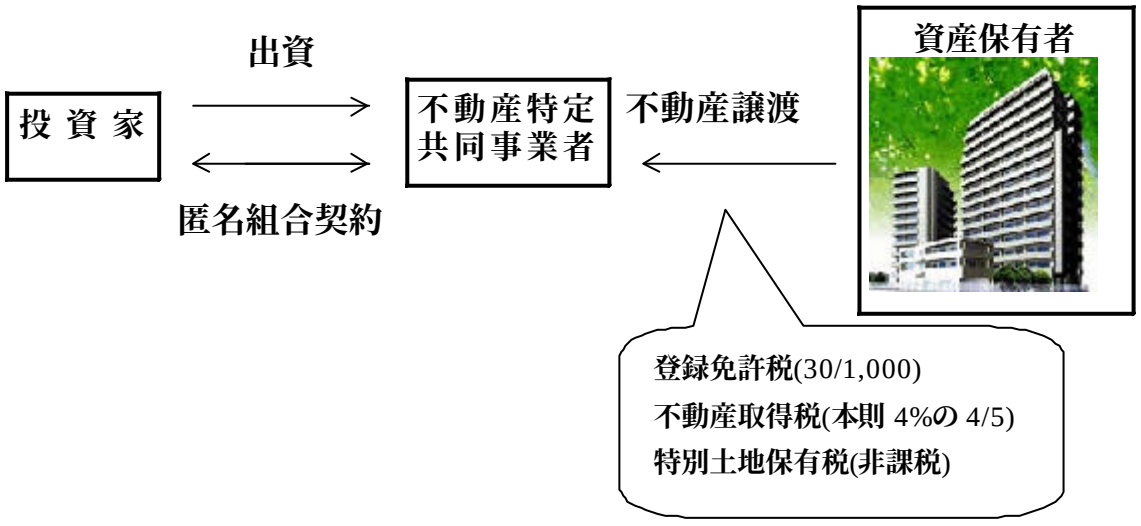

※「匿名組合契約」 出資者が営業者に対して財産を出資し、営業者がその事業で生じた利益を出資者に分配することを約束する契約。